

「シャボン玉液」の ST 第 3 部「着色料」検査について

1. 平成 20 年 10 月の食品衛生法の改定により、食品衛生法の「指定おもちゃ」の対象が拡大され、それに伴い、「シャボン玉遊び用のおもちゃ」も知育玩具として食品衛生法の「指定おもちゃ」とされました。
(平成 21 年 9 月 14 日付「指定おもちゃの範囲等に関する Q & A」 Q1-34 参照)
2. そして、「指定おもちゃ」は、「おもちゃの製造基準」により「化学的合成品たる着色料を使用する場合は、食品衛生法施行規則別表第 1 に掲げる着色料（以下「許可色素」という。）以外の着色料を使用してはならない」とされていますので、許可色素以外の着色料を使用しているときは、「おもちゃ製造基準」に不適合となります。
(なお、シャボン液のような液体の玩具については、比較標準液の呈する色との比較による判定は適用されません。)
3. なお、着色料が許可色素であることの確認については、検査機関での検査が必ずしも必要とはされておらず、事業者は、製造に使用した着色料の情報を踏まえて、検査機関で検査を受けるかどうかを判断することになります。
検査を行う必要があるかどうか、検査機関とも相談してください。
(検査を行う場合、試験方法は提示されていないので、検査機関は適当と考える方法で検査を行うこととなります。)

(注) 「シャボン玉遊び用のおもちゃ」がシャボン液を含めて食品衛生法の「指定おもちゃ」に該当することになりましたので、平成 20 年 3 月 28 日付日玩協通知（「しゃぼん玉」に使用するポリエチレン容器からの溶出について（事務連絡））は、廃止致します（食品衛生法・S T で検査を行うこととなったため）。

(問合せ先)

何かございましたら、当協会事務局（山口・中田・小林 Tel 03-3829-2513）まで問合せ下さい。

【参考 平成 20 年 3 月 28 日付け日玩協通知文】

19 日玩協第 1474 号
平成 20 年 3 月 28 日

S T マーク使用許諾契約者（「しゃぼん玉」関係）各位

社団法人 日本玩具協会
事 務 局
（ 印 省 略 ）

「しゃぼん玉」に使用するポリエチレン容器からの溶出について（事務連絡）

皆様には、日頃、当協会の S T マーク事業の推進につきご協力を賜っておりますことに厚く御礼を申し上げます。

さて、平成 20 年 2 月に開催した安全環境委員会・S T 判定会議において、「しゃぼん玉に使用するポリエチレン容器（ボトル）について、約 1 年程経過するとポリエチレン容器の色がしゃぼん玉液に溶出（色落ち）する例がある」旨の報告がありました。

これらポリエチレン容器については、玩具安全基準（S T 2002）第 3 部（化学的特性）「1.2 おもちゃの製造に用いるポリエチレンを主体とする材料、ポリ塩化ビニルを主体とする材料及びアセチルセルロースを主体とする材料」による検査を実施していることもあり、有害な物質が含有されることは特に想定されないことから、当協会としては S T 基準で溶出に関する措置を講ずるまでの必要はないものと考えております。

しかし、容器からの色の溶出につきまして、消費者が懸念を抱く恐れを生ずる可能性がありますので、皆様には、上記状況を御報告申し上げますとともに、同様の商品を取扱われている際は、上記のような事情を考慮され、着色料を含有していない（透明の）材料を使用する等、材料管理面で配慮されますよう御案内申し上げます。